

江府町条例第17号

江府町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部の改正をここに公布する。

令和8月9月18日

江府町長 白石祐治

江府町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

江府町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年江府町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第<u>243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任(以下「町長等の損害賠償責任」という。)の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) 略	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) 略

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。